

～串間市の農業者の皆様へ～

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた生産者を支援します！！

事業名 農業等経営継続サポート事業

補助対象者：県独自の緊急事態宣言の期間である1月又は2月に農産物等の出荷があり、下記の①か②のいずれかに該当する方が対象となります。

① 前年同月と比較して、感染症の影響に伴い売上げが30%以上減少しており、申請期限内に、収入保険に加入される方。

② 収入保険に既に加入されている方

補助額 収入保険加入時の基準収入に応じて定額補助（金額は下表のとおり）

基準収入額	助成単価
2千万円～	200,000 円 以内
1千万円～2千万円未満	100,000 円 以内
5百万円～1千万円未満	50,000 円 以内
4百万円～5百万円未満	40,000 円 以内
3百万円～4百万円未満	30,000 円 以内
2百万円～3百万円未満	20,000 円 以内
2百万円未満（50万円以上）	10,000 円 以内

※基準収入額：補助対象者①令和3年6月1日時点、補助対象者②令和3年1月1日時点

※補助金額が予算額を超過した場合は、予算の範囲内で助成単価を調整することがあります。

事業の手続 **申請期限：令和3年5月31日（月）まで**

- 1) 収入保険加入を希望する方は下記のNOSAI 宮崎南那珂センターにお問い合わせください。
事業申請を検討される方は、申請期限の10日前までに市園芸特産係までにお問合せください。
- 2) 上記補助対象者②に該当する方で、JA出荷者については別途受付案内します。
ただし、申請期限の10日前までに案内がない場合は下記の市園芸特産係まで連絡ください。

お問い合わせ先

事業内容： 串間市農業振興課園芸特産係 0987-55-1139

収入保険： NOSAI 宮崎 南那珂センター 0987-21-9171